

第2章

介護保険事業計画の基本的理念

第1 基本的な考え方

● 区民の共同連帯

- ・ 区民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を地域社会全体で支えるものとします。

● 地域福祉の一環としての制度の運営

- ・ 介護が必要になっても、個人の尊厳と人間性の尊重を基本とした日常生活を営むことができ、住み慣れた地域で毎日を安心して快適に暮らせるよう、区民の参加を得て進めている地域福祉の一環として、介護保険制度を運営します。
- ・ 高齢者の生活を総合的に支える観点から、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム^{*}」の構築を目指します。

● 自立支援と介護予防

- ・ 元気な高齢者、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者、要支援・要介護状態にある高齢者のそれぞれを対象として、自立した生活を維持・向上できるよう、介護予防の観点に立った施策を推進します。

● 保険者機能の強化

- ・ 区の実情に応じた事業の展開を充実させていくとともに、介護サービスが介護保険制度の目的に沿って適正に運営されるよう事業者への指導等を強化します。
- ・ 分権改革に伴い、平成24年4月から1年以内に各基礎自治体が指定基準等を定めることとなった「地域密着型サービス^{*}」に関する条例制定の手続き等について、適切に対応を図っていきます。

● サービスの質の向上

- ・ サービスの質の向上を図るため、事業者の自主的な人材育成への支援などを行います。

● 利用者本位と利用者保護

- ・ 利用者が必要とするサービスを適切に選択できるよう、また、事業者間の適正な競争の下で良質なサービスが提供されるよう、区民等に向けて介護サービス情報の提供を行います。
- ・ 自らが契約することが困難な人を含め、すべての利用者がサービスを受けらるうで不利益を被らないよう、苦情対応や事業者指導を強化します。

● 介護サービス基盤の整備

- 必要なサービスが住み慣れた地域で利用できるよう、介護サービス基盤の整備を進め、必要なサービス供給量を確保します。このため、民間事業者の参入促進や既存施設の供給量改善など、民間活力の積極的な活用を図っていきます。

● 公平で公正な負担

- 負担と給付を明確にし、そのバランスを図り、公平で公正な負担に基づく制度運営を行います。

第2 達成目標

介護が必要になる前から、また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で、個人として尊厳をもって自立した生活が営めるように支援するとともに、利用者の心身の状況や本人の求め、置かれている環境等に応じて、良質かつ適切な介護サービスまたは介護予防サービスを提供し、一年365日の毎日が安心して健やかに暮らせるまち「めぐろ」をつくることを目標とします。

第3 第5期における重点的な取組み

区では、第5期介護保険事業計画において「地域包括ケアシステム[※]」を構築するため、以下の3点を重点事項とします。

1 認知症支援策の充実

要介護高齢者の多くに認知症がみられ今後も増加が見込まれることや、高齢者の尊厳ある生活を支えるためには適切な認知症ケアが重要であることを踏まえ、認知症の人とその家族を支える地域づくりとしての普及啓発、インフォーマルな地域資源[※]の育成と活用、地域包括支援センター[※]の相談支援体制の充実、医療との連携の推進、家族介護者への支援、権利擁護事業の充実、地域密着型サービス[※]の基盤整備などの施策を総合的に推進します。

2 医療との連携

医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が増える中で、これらの高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、医療のみならず介護や生活支援などを含めた「在宅療養」を総合的に推進することが求められています。このため、在宅療養に関わる関係者による推進組織として在宅療養推進協議会（仮称）を設置し、同協議会において、本区における諸課題を明らかにしたうえで、日常生活圏域における在宅療養の推進に必要な施策の検討を行い、逐次、実施につなげていきます。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など新サービスの円滑な導入を図っていきます。

③ 高齢者の居住に係る施策との連携

日常生活や介護に不安を抱く単身や夫婦のみ世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援の充実が必要とされています。

区においては、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により、新たに創設されたサービス付き高齢者向け住宅^{*}などの整備・運営が適切になされるよう、目黒区住宅マスタープランと整合を図りながら推進していきます。また、これら住宅において、高齢者のニーズに応じた質の高い介護サービス等が提供されるよう、連携を図ります。